

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p><b>【議案書読み上げ】</b></p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1の案件について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の古谷英紀推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
5番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、10月19日に大久保博司委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は、大字前ヶ貫字ヤワタ地内にございます。</p> <p>畑1筆248㎡、農地の現況は保全管理されております。</p> <p>譲受人は農業経営の拡大のために申請されるとのことです。</p> <p>譲受人の所有地については全て耕作されており、大根、小松菜、ブロッコリーなど露地野菜を中心に作付けしております。</p> <p>譲受人からは申請地における作付け計画書が提出されており、計画では大根、小松菜、ブロッコリーを作付けするとのことです。</p> <p>また、通作については自宅から徒歩10分程度とのことです。</p> <p>以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況につきましては、古谷英紀推進委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は、大字前ヶ貫地内にて農業経営を行っており、農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。</p>

譲受人は、大根、小松菜、ブロッコリー、のらぼう菜、ケール等を作付けしております。

所有地20, 714㎡については、適性に管理されております。

通作に関してですが、自宅から100mのところにありますので、容易にできると考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和2年10月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター3台、コンバイン1台、耕運機6台、田植機1台、乾燥機1台を所有しており、その他の必要な農機具を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の30aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました大久保博司委員何かございますか。

10番

古谷英紀推進委員の説明のとおりです。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。      続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、      審議をいたします。      それでは事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。  <b>【議案書読み上げ】</b>      説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5      -1について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地      区担当委員の内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推1番	<p>整理番号5-1について説明をいたします。10月21日に吉田勝紀委員      と現地調査しましたので、その状況を報告します。      申請地は大字上畑字中堂地内にある畑1筆337㎡です。      農地の現況ですが、保全管理がされています。申請地の南側は県道、北側      は畑となっています。北側の畑は譲渡人所有なので問題ないと思います。      したがって周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。      申請人は飯能住まい制度を活用し、住宅を建設する予定ということです。      以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。      説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1につい      て補足説明いたします。      申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。      現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。      申請人は、埼玉県桶川市にて妻、子供と生活をしております。      子供が生まれてから今のアパートでは手狭になり、子供が小学校に入学      するまでに新たな家を建てたいと思い土地探しを始めました。土地選定に      当たっては自然豊かな環境でのんびりと穏やかな暮らしができる環境で      野菜・ハーブなどを育てる広い敷地であることを条件に考えており、飯能      住まい制度の現地案内を受け、飯能市内への転居を検討していたとのこと      です。      そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたこと      から申請をされたものです。</p>

飯能住まい制度としては25件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和2年10月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費、造成費含む建築費に対し、自己資金及び融資にて対応することと関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推1番

整理番号5-2について、10月21日に吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字岩淵字前ヶ貫地内にある畑1筆376㎡です。

農地の現況ですが、草刈りがされています。申請地の南側は畑、北側は約2m幅の道路となっています。

したがって周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。

申請人は飯能住まい制度を活用し、住宅を建設する予定ということです。

以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。

申請人は、神奈川県横浜市にある賃貸マンションにて妻と2人で生活しています。申請者夫婦はアウトドアが趣味であり、かねてより自然に溶け込んだ場所で暮らしたいと考えており、飯能住まい制度の現地案内を受け、飯能市内への転居を検討していたとのこと。

そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。

飯能住まい制度としては26件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和2年10月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費、造成費含む建築費に対し、すべて融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

6番

分筆されている区画のうち、他の区画も飯能住まい制度を活用した住宅が建てられる予定なのですか。

事務局

今後も申請がされるということで、まちづくり推進課から話を聞いております。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第3号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

事務局

なお、詳細は担当から説明いたします。

それでは、議案第3号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。

整理番号1番の方は、新規での利用権の設定になります。

経営作物は、お茶です。

整理番号2番の方は、新規での利用権の設定になります。

経営作物は主にナス、トマトや中国野菜などの露地野菜を作付けしております。

販路としては、主に市内のお店、飲食店、ネット販売などです。

整理番号3番の方は、利用権の設定の更新になります。

経営作物は、主に大豆、麦、野菜等の様々な品種の野菜を作付けしております。

販路としては、有機栽培による野菜のセット販売を行っています。

整理番号4番の方は、新規での利用権の設定になります。

経営作物は、主にサツマイモ等の露地野菜になります。

販路としては、農協や直売所、店舗への出荷、ネット販売などです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、全員の方が適合するものと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不承認に該当するものではありません。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、承認することといたします。

続きまして、議案第4号農地利用状況調査に係る遊休農地判定について、審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局長

【資料に基づき説明】

説明は以上です。詳細につきましては、担当から説明いたします。

事務局

説明いたします。

それでは、議案第4号農地利用状況調査に係る遊休農地判定（案）について、補足説明いたします。

農地法第30条により農業委員会は、毎年1回、農地利用状況調査を行わなくてはならないとあって、同第32条第1項1号または2号に該当する場合は遊休農地として判定するものとなっています。

今年度、6月から農地利用状況調査を開始させていただき、9月から10月にかけて農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆さんに現地調査による最終判定をいただきました。本議案はその判定結果をご確認いただき、本年度の遊休農地判定の成果として承認いただくため提案するものです。

続きまして、遊休農地判定の基準についてご説明申し上げます。1号遊休農地とは、1年以上耕作されておらず、かつ今後も耕作される見込みのない再生利用が可能な農地とされています。2号遊休農地とは、周辺地域の農地と比較して利用の程度が著しく劣っている再生利用が可能な農地とされています。

続いて、判定結果についてご報告します。

1号遊休農地としては全地区305筆、18.10haです。

2号遊休農地としては全地区24筆、0.83haです。

遊休農地合計329筆、18.93haの結果となりました。

令和元年度274筆、16.42haに対して、2.51ha増加となります。

それでは、農地利用状況調査結果に基づく遊休農地判定について、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

本案件について、担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいております。特段何かございましたらご報告願います。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、今年度の遊休農地判定結果について承認の方は、挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については承認されたものといたします。

続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出及び、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。

**【なしの声あり】**

議長

なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。  
事務局より説明をお願いいたします。

**【付議案件4「その他」に記載】**

議長

以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局

閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。

会長職務代理

以上をもちまして、令和2年10月飯能市農業委員会総会を閉会します。